

# ものづくり企業経済活動再開 支援補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内ものづくり企業の  
感染防止対策や経済活動再開の取組を支援します！

**対象者** 主たる経済活動が「製造業」である事業所を県内に有する法人

## 1 感染防止のための環境整備



消毒設備の導入、飛沫対策の実施など

## 2 既存設備の補修・改良



既存生産設備の再始動のための機器の点検・補修など

区 分		補助上限額	補助率
<b>1 中小企業</b>	ただし、県内工場における売上高が50億円以上の中小企業は、④と同条件の適用を受けることができます。	400万円	2/3 以内
大企業 <small>みなし大企業を含む</small>	<b>2</b> 県内に主たる事務所がある	800万円	1/2 以内
	<b>3</b> 県内に主たる事務所がない	400万円	1/2 以内
	<b>4</b> 県内工場における売上高50億円以上	800万円	1/2 以内

※補助下限額は補助上限額の1/10とします。補助下限額未満の申請は受け付けることができません。

受付  
期間

令和2年8月26日(水)～令和2年9月16日(水) <必着>

申請  
方法

申請書を下記の申請書提出先に郵送又はメールでお送りください。

※感染拡大防止のため、郵送（配達記録が確認できる方法）又はメールでの提出しか受付ません。

詳細は募集要領を御確認ください。👉 URL： <https://www.iport.or.jp>

問合せ先 ※1  
申請書提出先

公益財団法人 宮崎県産業振興機構 ものづくり企業支援事務局

住 所：〒880-0001 宮崎市橘通西4丁目1-32 MRTテラス【MRTアド内】

E-mail： [information@mrtad.co.jp](mailto:information@mrtad.co.jp) ※1：お問合せはメールのみでの受け付けとなります。



# 補助対象となり得る取組事例

## 新型コロナウイルス感染防止のための環境整備

- 製造事業場における新型コロナウイルス対策予防対策ガイドラインに基づく感染防止対策
- ソーシャルディスタンスを保つための設備の移設等
- 消毒設備（オゾン発生装置、空気清浄機等<sup>※2</sup>）の導入
- 飛沫対策（防護スクリーン・アクリル板等）の実施
- 接触感染防止対策（自動ドアの設置等）の実施
- 消毒作業の外注（感染者が発生した場合に限る。）
- 機械換気設備の増設
- 衛生対策用消耗品（マスク・消毒液等<sup>※2</sup>）の購入 等々

※2：第三者機関等で新型コロナウイルスへの有効性が確認されているものに限りませ

## 既存設備の生産性維持・向上のための補修・改良<sup>※3</sup>

- 既存生産設備の再始動のための機器の点検
- 既存生産設備の保守・修繕に必要な部品等の購入
- 既存生産設備の修繕、オーバーホール、改良<sup>※4</sup>
- 生産付属設備（クレーン等）の保守、修繕
- 工場内のみで使用する特殊車両の保守、修繕 等々

※3：「既存設備の生産性維持・向上のための補修・改良」の補助対象者は、次のいずれかに該当する者に限りませ

- ①セーフティーネット保証4号、危機関連保証又はセーフティーネット保証5号の認定を受けている者
- ②令和2年1月から申請日までに雇用調整助成金の支給決定を受けている企業
- ③令和2年4月から直近1か月の売上高の総額が対前年同月比で5%以上減少した者
- ④令和2年4月から直近1か月の売上高の総額が対前年同月比で減少し、かつ、当該期間のいずれか1か月の売上高が対前年同月で15%以上減少した者

※4：新たな生産設備の導入は補助対象外です。